

全教委連第278号  
令和2年3月18日

文部科学大臣  
萩生田 光 一 様

全国都道府県教育長協議会  
会 長 藤 田 裕 司

新型コロナウイルス感染症対策のための  
学校における一斉臨時休業等に関する緊急要望

新型コロナウイルスの感染者発生以降、国は、地方公共団体や関係機関等と連携しながら、医療体制の強化、社会活動の制限など様々な感染拡大防止策に取り組んでいます。文部科学省からは、令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」において、感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、全国一斉の臨時休業の措置を行うよう要請がありました。

各都道府県教育委員会といたしましても、地域の実情に応じた対策を講じておりますが、臨時休業の実施に伴い、児童生徒等を始め、保護者や学校関係者には、様々な課題が生じています。

については、本措置及び今後の学校の再開に向けて、下記のとおり緊急要望いたします。

記

- 1 国は、新型コロナウイルスの感染状況や、これまでの臨時休業中の学校等における取組を含め、学校における感染リスクについての評価を行ったうえで、新学期における始業等の見通しについて、科学的なエビデンスに基づく判断基準や方針等を早急に示すこと。

また、学校再開後においても、新型コロナウイルス感染症対策につい

ての情報提供や支援を引き続き行うこと。

- 2 学校再開後の児童生徒への心理的な不安を解消するためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置する都道府県教育委員会に対して、必要な財政措置を講じること。

なお、臨時休業期間中でも、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置する都道府県教育委員会に対して、必要な財政措置を講じること。

- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後、経済状況に大きな影響を与えることが想定されるため、小・中・義務教育学校の児童生徒に対する就学援助事業や特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励事業及び高等学校の生徒に対する就学支援金や奨学給付金について、家計急変も考慮した支給要件の緩和や単価の増額を含め十分な財政措置を行い、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会が奪われることがないように対策を行うこと。

- 4 以下の点について、関係省庁に働きかけること。

- (1) 休業期間中に児童生徒を受け入れている放課後子供教室等の施設はもとより、再開後の学校においても、児童生徒の安全を守り、感染拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒液などを国の責任において確保し、安定的かつ優先的に供給すること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い事業に影響を受ける学校給食関連事業者やスクールバス運営事業者等に対し、損失補償を行い、学校再開後に安定的な事業運営ができるよう十分な措置を講じること。
- (3) 修学旅行等のキャンセル料など、保護者に不要な支出を強いる事態が生じているため、保護者負担の軽減に必要な財政支援を行うこと。

- 5 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い発生する新たな業務について、各都道府県教育委員会の過度な負担とならないよう手続きを簡素化するとともに、新たに経費が発生する場合には財政措置を講じること。